

社会保険

No.45

令和3年10月発行

shaho



飯山市 称念寺

## CONTENTS

日本年金機構からのお知らせ  
健康保険・厚生年金保険料の標準報酬  
月額の特例改定を延長等します…2・3

協会けんぽからのお知らせ  
健康経営優良法人2022の申請  
締め切りが迫っています！…4

協会けんぽからのお知らせ  
令和3年度 被扶養者資格再確認の  
ご協力をお願い…5

長野県社会保険協会からのお知らせ  
健康ウォーク開催中止のお知らせ…6  
スキーリフト利用補助のお知らせ…6

一般財団法人 長野県社会保険協会

ホームページ <http://www.shaho-nagano.or.jp/> または

日本年金機構からのお知らせ

事業主の皆さまへ

標準報酬月額の特例改定について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬が下がった場合  
**健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額の特例改定を延長等します。**

令和3年8月から令和3年12月までの間に、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、報酬が著しく下がった方のうち、一定の条件に該当する場合は、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、特例により翌月から改定可能です。

また、既に特例改定を受けた方のうち、一定の条件に該当する場合は令和3年9月から適用された定時決定を特例により変更可能です。（なお、令和3年4月から令和3年7月までの間に休業により報酬が著しく下がった方についても、令和3年9月末まで申請を受け付けています。）

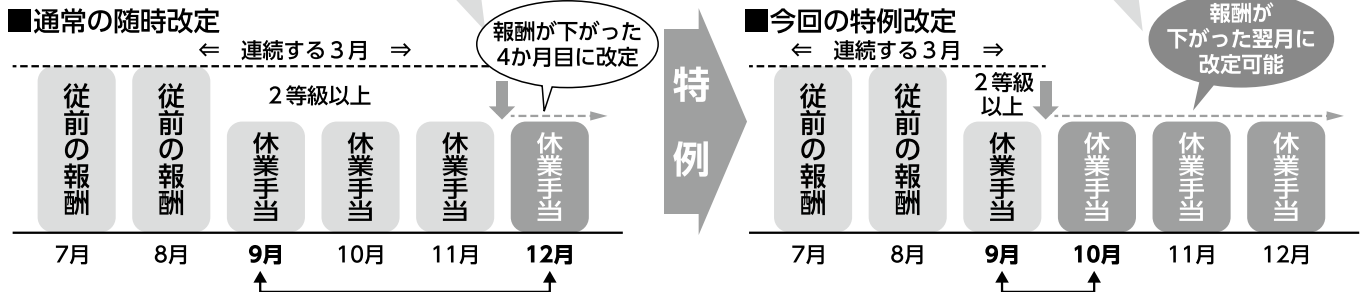
●対象となる方

(1)新たに休業により報酬が著しく低下した方の特例（次のすべてに該当する方が対象）

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより、令和3年8月から令和3年12月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方
- 著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方 ※固定的賃金（基本給、日給等単価等）の変動がない場合も対象となります。
- 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している  
※被保険者本人の十分な理解に基づく事前の同意が必要となります。  
 （改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出されることへの同意を含みます。）

例えば9月から休業手当が支払われた場合  
 通常であれば4か月目の12月に改定となります。

今回の特例を利用した場合  
 10月から改定が可能となります



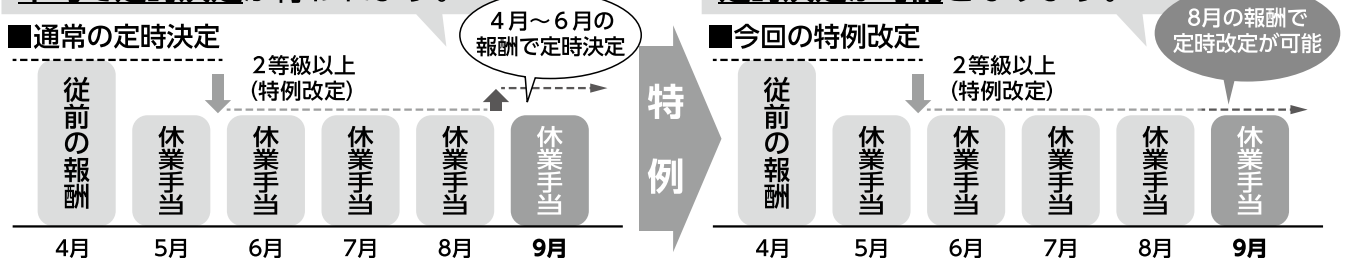
※申請により保険料が遡及して減額した場合、被保険者へ適切に保険料を返還する必要があります。

(2)令和2年6月から令和3年5月までに休業により著しく報酬が低下し特例改定を受けている方の特例（次のすべてに該当する方が対象）

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより、令和2年6月から令和3年5月までに報酬が著しく低下し、特例改定を受けた方  
（令和2年度において、定時決定における保険者算定の特例を受けた方を含む・休業が回復した者を除く）
- 令和3年8月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、令和3年9月の定時決定で決定された標準報酬月額に比べて2等級以上低い方
- 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している（上記(1)と同様です。）

通常であれば4月から6月の報酬の平均で定時決定が行われます。

今回の特例を利用した場合8月の報酬で定時決定が可能となります。



※申請により保険料が遡及して減額した場合、被保険者へ適切に保険料を返還する必要があります。

## ●対象となる保険料

□休業により報酬等が急減した月（(2)の場合は令和3年8月となります。）の翌月以降の保険料が対象となります。

※令和4年2月末日までに届出があったものが対象となります。それまでの間は遡及して申請が可能ですが、給与事務の複雑化や年末調整等への影響を最小限とするため、改定をしようとする場合は、できるだけ速やかに提出をお願いします。

## ●申請手続について

□月額変更届（特例改定用）に申立書を添付し管轄の年金事務所に申請してください。

**申請期限 令和4年2月28日（必着）**

※管轄の年金事務所へ郵送してください。（窓口へのご提出も可能です。）

※届書及び申立書については日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

※本特例措置は、同一の被保険者について複数回申請を行うことはできません。

※「対象となる方」の(1)に該当する方は「令和3年8月～令和3年12月を急減月とする場合」の月額変更届（特例改定用）を、(2)に該当する方は「8月報酬による定時決定の場合」の月額変更届（定時決定の保険者算定の特例に当たった参考資料）を使用してください。

## 標準報酬月額の特例改定の延長等 Q&A

**Q1** 固定的賃金に変動がない場合でも特例改定の対象となりますか？

**A** 今回の特例改定に限り、固定的賃金の変動の有無に関わりなく、要件に該当する場合は改定の対象となります。

（例えば、日給者の日給単価に変更はなく勤務日数が減少したことにより報酬が減少した場合、休業により報酬が支払われていない場合なども対象となります。）

**Q2** 休業のため、給与を支給していない場合や支援金（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金）を受ける場合でも、特例改定の対象となりますか？

**A** 給与を支給していない場合や支援金を受ける場合でも、特例改定の対象となります。

この場合、実際の給与支給額（※）に基づき標準報酬月額を改定することとなり、報酬が支払われていない場合は、今回の特例改定に限り、最低の標準報酬月額（健康保険は5.8万円、厚生年金保険は8.8万円）として改定することとなります。

※支援金は、給与支給額には含まれません。

**Q3** 休業のため、給与計算の基礎日数が17日未満の場合でも、特例改定の対象となりますか？

**A** 今回の特例改定に限り、新型コロナウイルス感染症の影響で事業主から休業命令や自宅待機指示などによって休業となった場合は、休業した日に報酬が支払われていなくても、給与計算の基礎日数として取り扱ってください。

その上でも、休業のあった月とその前2か月のいずれか1月でも17日未満（※）となる場合は、特例改定の対象となりません。

※特定適用事業所等の短時間労働者は11日未満。

**Q4** 休業が回復した場合には、届出が必要となりますか？

**A** 休業が回復した月に受けた報酬の総額を基にした標準報酬月額が、特例改定により決定した標準報酬月額に比べて2等級以上上昇した場合には、その翌月から休業が回復した月における標準報酬月額に改定することとなります。該当する場合は、固定的賃金の変動の有無に関わりなく、必ず随時改定（「休業が回復した場合」の月額変更届（特例改定用））の届出を行ってください。

※実際の報酬支払の日数が17日以上（特定適用事業所等の短時間労働者は11日以上）となった月です。

※「対象となる方」の(2)に該当する方も同様です。

詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」までお気軽にご相談ください

ねんきん加入者ダイヤル

0570-007-123（ナビダイヤル）

03-6837-2913（050から始まる電話でおかけになる場合）

・受付時間 月～金曜日：午前8時30分～午後7時  
第2土曜日：午前9時30分～午後4時



日本年金機構  
Japan Pension Service

より詳しくお知りになりたい方はこちら▶ [年金機構 特例改定延長](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tokureikaitei3.html)

検索

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tokureikaitei3.html>

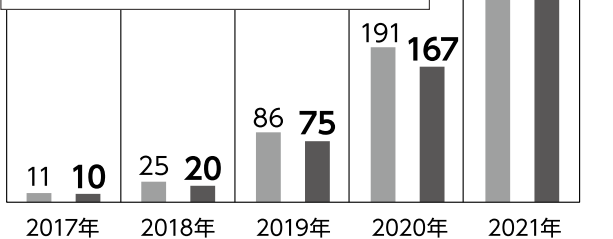


# 健康経営優良法人2022の申請締め切りが迫っています!

健康経営優良法人認定制度とは、健康経営に取り組む企業等の「見える化」を進めるため、経済産業省が制度設計を行い、日本健康会議が認定している制度です。

右表の通り、健康経営優良法人に認定される事業所は年々増加しています。この機会に健康経営優良法人の認定を目指しましょう!

長野県内法人の健康経営優良法人(中小規模法人部門)認定数の推移



## 健康経営優良法人認定のメリット

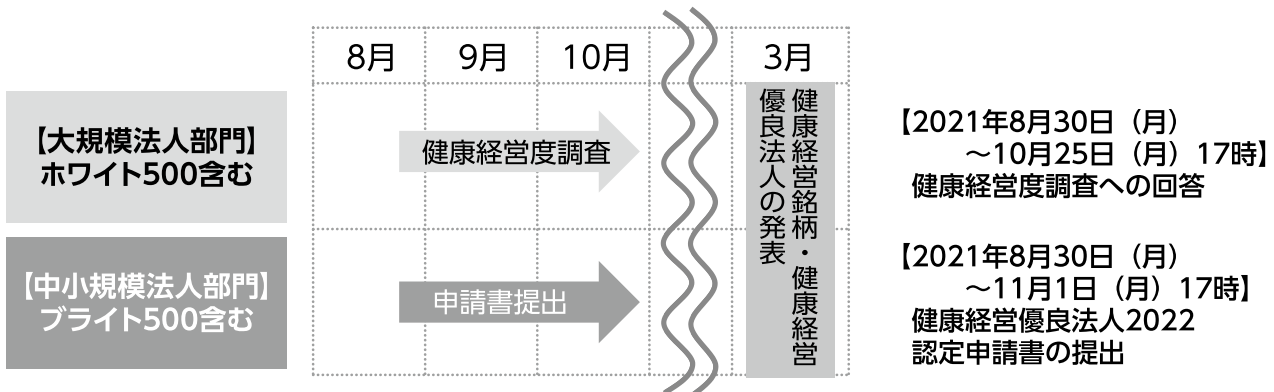
- ・企業の社会的地位向上
- ・優秀な人材の確保
- ・生産性の向上



「健康経営®」は特定非営利活動法人 健康経営研究会の登録商標です。

中小規模法人部門にて長野県内法人は  
3年連続で全国6位の認定数!

## 健康経営優良法人2022認定スケジュール(予定※)



※2021年8月30日時点での情報です。  
詳しくは経済産業省のホームページをご確認ください。

経済産業省 健康経営優良法人

健康経営優良法人の認定には、協会けんぽ長野支部の

## 「健康づくりチャレンジ宣言」のエントリーが必須条件になります!

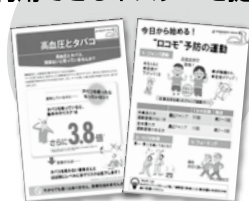
### ほかにも! 健康づくりチャレンジ宣言事業所様への特典

「事業所健康度診断カルテ」  
を毎年お届け(※1)



(※1) 健診データが10名以上確認ができる場合のみ

健康意識の啓発に  
利用できるポスターを提供



暮らしに役立つ健康情報誌  
を年4回お届け



歯科検診の補助  
(今年度の受付は終了しました)



事業所様の優良法人認定に向けて、協会けんぽ長野支部がサポートいたします!

宣言方法等、詳しくは協会けんぽ長野支部ホームページをご覧ください。

協会けんぽ 健康づくりチャレンジ宣言

「健康づくりチャレンジ宣言」に関するお問い合わせは企画総務グループ(026-238-1251)まで

# 令和3年度 被扶養者資格再確認のご協力をお願い

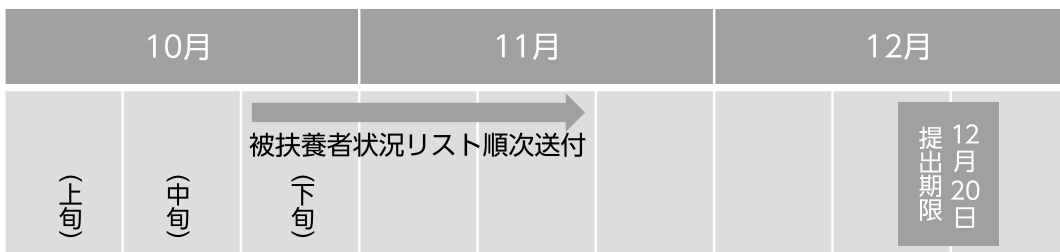
協会けんぽでは保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけでなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な手続きとなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

## ●令和3年度実施スケジュール

**送付時期** 令和3年10月下旬から11月中旬にかけて順次送付いたします。

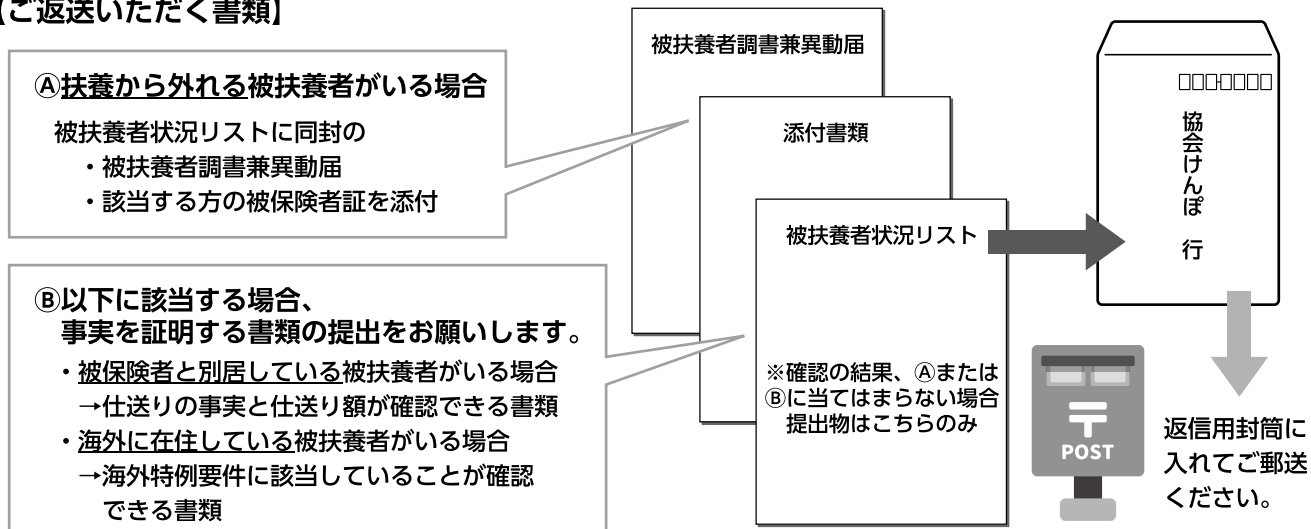
**提出期限** 令和3年12月20日（月）



## ●現況確認とご提出方法

現況確認の結果に応じ、必要書類を返信用封筒に入れてご提出いただきますようお願いいたします。

### 【ご返送いただく書類】



## ●令和2年度の実績

- 扶養解除者数 約6.8万人
- 高齢者医療制度への負担軽減額（効果額） 約1億円

ご不明な点がございましたら、業務グループ(026-238-1250)までお問い合わせください。



共に目指します。世界で一番 (ACE) の健康長寿  
**全国健康保険協会 長野支部**  
 協会けんぽ

kyoukaikenpo.or.jp(@の後ろ)からのメールを受信できるよう設定してください

メルマガ登録から健康づくりを始めよう♪  
 毎月10日に健康情報配信中!  
 登録はこちらから→→→



## 健康ウォーク開催中止のお知らせ

本年度の健康ウォーク開催(諏訪湖周回)につきましては、本号紙面にてご案内する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大が収まらない状況にあり、ワクチン接種が開始されているものの、参加者の健康と安全を最優先に考慮し、中止することといたしました。昨年に続き中止となり、参加を楽しみにしていた皆様には、大変申し訳ありませんが、ご理解いただきますようお願いいたします。

# スキーリフト利用補助のお知らせ

**申込資格** 令和3年度の年会費を納入いただいた事業所様

**利用対象** 上記事業所の事業主、被保険者、被扶養者

**利用期間** 2021年12月下旬～2022年3月の営業期間中 ※ゲレンデの状況により短縮される場合があります。

**補助内容**

- 1枚につき、1,000円のリフト利用補助券(各施設共通券)
- 下記の長野県内スキー場のうち、いずれか1カ所で、1名様、当日1回限り、1枚のみ、ご利用いただけます。
- ご利用時に、補助券をスキー場の発券所に提出し、対象券種料金から1,000円を差し引いた金額をお支払いください。
- お支払いは現金に限り、他のサービス券等との併用はできません。 ●IC保証金は、別途利用者負担です。

**申込要項**

- 下記の申込書(コピー可)と返信用封筒を同封のうえ、郵送にてお申し込みください。(申込書は1事業所1枚とします)
- 券の発行枚数に限りがありますので、事業所の規模(令和3年度社会保険協会費の被保険者数に基づく)に応じて、申込みの上限枚数を設定させていただきます。
- 発行枚数を超えた場合は、抽選とさせていただきます。
- 落選された場合のお知らせも、返信用封筒を使用いたしますので、予めご了承ください。
- 発送は、12月中旬となります。

事業所規模	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上
上限枚数	2枚	4枚	8枚	10枚	15枚	20枚	30枚
返信用封筒の貼付切手	84円					94円	

●券の配布枚数は、  
上限枚数までとします。

**申込先** 北信・東信地域の事業所様 ▶ 〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館4階 (一財)長野県社会保険協会  
中信・南信地域の事業所様 ▶ 〒394-0028 岡谷市本町1-5-3 武居ビル (一財)長野県社会保険協会中南信事務センター

### 利用できるスキー場と券種 ※2021年9月時点

1日券	1日券・半日券	1日券・ナイター券(除く)	ピラタス蓼科スノーリゾート
戸隠スキー場	黒姫高原スノーパーク	管平高原スノーリゾート	霧ヶ峰スキー場
いづなリゾートスキー場	1日券・ナイター券(大人券のみ)	湯の丸スキー場	駒ヶ根高原スキー場
白馬岩岳スノーフィールド	白樺湖ロイヤルヒルスキー場	白樺高原国際スキー場	<b>特別バック券</b>
栂池高原スキー場	1日券(大人券・小人券)	しらかば2in1スキー場	野沢温泉スキー場
鹿島槍スキー場	電王スキーパーク	白馬五竜スキー場	(1日券+スパリーナ利用券)
伊那スキーリゾート	1,000円以上の券	Hakuba47ウインタースポーツパーク	<b>帰って寝るだけ温泉バック</b>
富士見パノラマリゾート	戸狩温泉スキー場	Mt.乗鞍スノーリゾート	佐久スキーガーデン「パラダ」
	木島平スキー場	やぶはら高原スキー場	(リフト1日券+食事券1,000円)
		開田高原マイアスキー場	(+みはらしの湯入浴券)
		きそふくしまスキー場	+ソフトドリンク1杯

切 り 取 り 線

スキーリフト利用補助券申込書		申込枚数	協会受付欄 (※記入不要)	
スキーリフト利用補助券を右記の枚数申し込みます。		枚		
<b>A</b>	事業所整理記号 ③32イロハ・51CB			
<b>B</b>	郵便番号			〒
	事業所所在地			
	事業所名			
	電話番号			
	申込責任者氏名			

●申込枚数、A欄、B欄をご記入ください。 } 申込書と返信用封筒を同封のうえ、郵送にてお申し込みください。  
●切手を貼付した返信用封筒

**申込期限 10月22日(金)到着分まで**